

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案概要

### 1. 改正の趣旨

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、事業主が講ずべき措置として、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 9 年労働省告示第 105 号。以下「母健指針」という。）を定めている。

事業主が必要な措置を適切に講ずるためには、女性労働者に係る指導事項の内容が当該事業主に的確に伝達され、かつ、講ずべき措置の内容が明確にされることが重要であることから、事業主は、母健指針 3（1）の規定に基づき別記様式として規定されている、母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）の利用に努めるものとされている。

母健カードは、制定から一定期間が経過しており、文言の適正化や利便性向上等の観点から見直しが必要であることから、今般、様式について所要の改正を行うもの。

### 2. 改正の概要

- 母健カードの様式について、措置が必要となる症状等に関する表現や記載方法等に係る改正、その他所要の改正を行う。主な改正内容は以下のとおり。
  - ・ 「症状等」について、現在の医学的知見を反映した表現の見直し  
（例：「切迫流産（妊娠 22 週未満）」、「切迫早産（妊娠 22 週以後）」等の疾患名を「腹部緊満感」、「子宮収縮」、「性器出血」等の症状名に変更）
  - ・ 医師等による記載欄を表裏 2 面から表面に集約
  - ・ 現行様式では特定の症状等に対して選択可能な標準措置が限定的であったが、症状に応じて必要な標準措置を選択しやすい形式に変更

### 3. 根拠条項

- 均等法第 13 条第 2 項

### 4. 適用期日等

- 告示日：令和 3 年 3 月下旬（予定）
- 適用期日：令和 3 年 7 月 1 日